令和４年８月３日
富山県厚生部医務課

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令によるへき地の医療機関への看護師等の派遣にかかる事前研修の実施方法について

１　事前研修の実施主体

派遣先医療機関、派遣元事業主と十分な調整を行った上で、富山県へき地医療支援機構（富山県厚生部医務課、医師・看護職員確保対策班）が中心となって行う。

２　事前研修の内容・資料作成担当者

（１）地域におけるへき地医療拠点病院等の医療機関や消防・警察等の関係機関との連携体制のあり方について

（２）へき地において特に必要とされる、救急医療や在宅医療等に関する知識等について

（３）派遣先の地域固有の自然環境や生活環境（気候・地形、疾病構造・風土病、ライフラインの整備状況等）について

（４）派遣労働者の個人的な属性、労働者派遣契約の内容等に基づき、派遣先医療機関、派遣元事業主で協議の結果、事前研修が必要と判断された内容について

※資料作成について

・（１）～（３）はへき地医療支援機構が作成し、派遣元事業主に情報提供を行う。

・（４）は派遣先医療機関、派遣元事業主が調整の上作成し、へき地医療支援機構が内容を確認する。

３　事前研修の実施スキーム

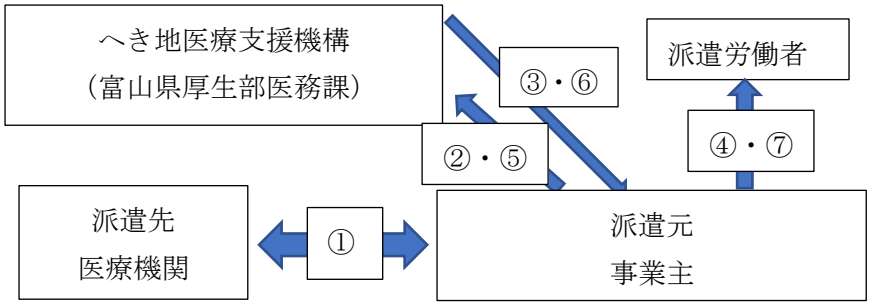

① 派遣先医療機関と派遣元事業主の間で派遣契約を締結し、事前研修資料を作成

② 派遣元事業主から、へき地医療支援機構に対し、事前研修実施計画書（別紙１）及び事前研修資料（２（４））を提出

③ へき地医療支援機構において、②で提出された資料を確認後、へき地医療支援機構において作成した事前研修資料（２（１）～（３））を提供
（資料としては、富山県医療計画の抜粋を県ホームページから印刷し使用）

④ 派遣元事業主において、派遣労働者に対し、事前研修を実施

⑤ 研修修了後、派遣元事業主から県に対して、事前研修修了報告書（別紙２）を提出

⑥ 派遣元事業主に対して、事前研修修了確認書（別紙３）、事前研修修了証明書（別紙４）を発行

⑦ 派遣労働者に対して、事前研修修了証明書（別紙４）を手交